

シーホース級ヨット

新造船規則
及
新計測規則

日本シーホース協会

シーホース級ヨット造艇規則

昭和 50 年 11 月 1 日改定

本規則はシーホース級ヨットの艇体の形状、構造、重量、センターボード、ラダープレートの形、セールプラン、スパー類等に関して出来る限り同一に建造することを目的とする。建造者およびオーナーは上記の精神に基づいて、本規則に従い艇を建造しなければならない。

艇の建造に際しては、本規則と 1975 年 11 月、日本シーホース協会発行の下記図面によらなければならない。

図面番号	名 称
W 1 / 5	線図および艇体寸法
W 2 / 5	構造図 (I)
W 3 / 5	構造図 (II)
W 4 / 5	マスト、ブーム
W 5 / 5	帆走図、センターボード、プレートおよび艀装 詳細

単位 “m / m” 、 “kg”

1. 主要寸法

全長 5. 0 0 0 ± 2 0

最大幅 1, 6 5 4 ± 1 0 (但しフェンダーの最大幅は片舷
4 0)

2. 使用材料

艇体、スパー類及びセール其の他造艇に関する使用材質は自由である。協会発行の図面は木製の場合の一般的な材質を記したも

のである。

3. 艇体

艇体はセクション、ステー、キールおよびトランサムの前寸図により製作する。艇体の製作誤差の許容範囲は±10である。各部分材の寸法は、図面指示の寸法に従う。製作誤差は規則および図面に特に記入していない部分については次の通りとする。

指示寸法	誤差許容
～ 10	± 1
10 ～ 100	± 2
100 ～ 500	± 5
500 ～ 2000	± 10
2000以上	± 20

4. デッキ

アフトデッキの有無は自由とする。サイドデッキは図面通りとする。デッキ表面にキャンパス又はファイバーグラスを張ることは自由である。前部デッキのキャンパーは最高150 最低50とする。ウォーターブレーカは次のとおりとする。

高さ最低80、幅最少800、両端部の高さ最低30、中央頂部より端部にかけて直線又は一様の曲線でなければならない。

5. センターボード、ラダー及びティラー

センターボード 及びラダープレートの形状は喫水線以下は図面通りとし製作許容誤差は±5である。使用材質、厚さ、外線の面取りは自由であるが、いずれも艇の中心線上になければならない。

センターボードスロットの長さは最大1400、巾は最大40と

し、前端の位置はトランサムから 3100 ± 10 及びセンターピンの位置はトランサムから 3030 ± 10 とする。

差込み式ティラーのラダー突出し部分はトランサムより最大 500 以内とする。

6. マスト及びブーム

オンデッキマストまたはスルーインマストのどちらの構造であってもよい。マストの中心線はデッキの上でトランサムから $3,500 \pm 100$ になくってはならない。マスト、ブームの構造、材質は任意であるが、マスト、ブームとも裸の状態に直径 150 以下とし、永久的に曲げられたものを使用してはならない。

マストの長さは、トランサムより $3,500$ の位置で、シャーライン水平なる中心線上より $6,380$ 、ブームの長さは、マスト後面より計って $2,900$ とする。又ウイスカポールの長さは、突端の金具も含め $2,250$ とする。グースネック、ブームエンドの形状は自由である。

7. バンド

マストにはシャーラインから 180 の位置にビスを打ち、これを下端とする巾 25 の帯状の赤バンドを恒久的に記入し、赤バンドを基準として、下記の位置に巾 25 の黒バンドを恒久的に記入しなければならない。

- a) 赤バンド下縁より計り $6,100$ を下縁とする黒バンド
- b) 赤バンド下縁より計り 400 を上縁とする黒バンド
- c) 赤バンド下縁より計り $4,300$ を下縁とするジブタンクの位置を示す黒バンド

ブームのバンドは、ブームを マストに直角に取り付けた状態で
マストの後縁（グループのある部分の後縁又はその延長）と
ブームの上面（グループのある部分の上面又はその延長）の交
点から 2,750 に黒バンドの前端がある位置に記入する。

差込ティラーはティラー後端部より 500 を前端とする巾 25 の
黒バンドをつける。

8. リギン及びフィッティング

フォアステイの位置はデッキ中央線になければならない。

デッキ上取付位置はステムヘッドにあるジブセール取付金具に
有効に働く様固定しなければならぬ。如何なる場合でも最小 2
以上のワイヤーを使用しなければならぬ。 その他ステイの形状
材質及びフィッティングは自由である。

9. セール

セールプランに示されている寸法は最大値を示している。

メインスルには図面に示された日本シーホース協会標識と登録
番号をつける。 これらはセールの両面に重ならない様にはっきり
とつけなければならぬ。 スピンネーカには日本シーホース協会標
識をつけなければならぬ。

セールの材質は任意である。 又セールに当面な部分があっても
よい。 セールについては別途計測する。

a) メインスルー

ラフ及びフットの長さはスパー類による。 即ち、ラフの長さはハ
リヤードで上げて十分に伸ばした時 5, 7 0 0 以下、フットの長さ
は十分に伸ばしてセットした時 2, 7 5 0 以下でなければならぬ。

(但しラフの長さとはブーム上面の線とマスト後面の線との交点からメインスルのヘッドボードの上端迄の距離。 フットの長さとはブームの上面に於てマストの後面からセールの後端迄の距離である)

リーチの長さは 5,900以下でなければならない(但しリーチの長さとは麵機ラフの上端からフットの後端迄の距離である。)

ラフの中心とリーチの中心を結んだ長さは 1,900を超えてはならない。

ダブルラフ、ルーズフットのメインスルは禁ずる。 リーチの部分のセールの形状はリーチに張力を与えないで平板に置いた場合一様な曲線でなければならない。

バテンは3本以内とし長さは 上650、中800、下800以内、巾は50以内とする。 取付位置はリーチを四等分して、其の線上±50以下にバテンの一部がなければならない。

バテンポケットの長さは 上700、 中850、 下850以内とする。

b) ジ ブ

ラ フ	3,900以下
フ ッ ト	2,250以下
リ ー チ	3,820以下

ジブにはヘッドボード、バテンを使用してはならない。

c) スピンネーカー

ラフ及びリーチ	4,500以下
フット	2,800以下

最大巾 3, 700以下

スピナーカーは左右対称でなければならない。ヘッドボードの最大巾は120とする。

スピンプールの長さは 1, 800以下とし又、スピンプール以外のものを使用してスピナーカーを展帳してはならない。

10. 重量

艇体重量は最小110kg、艇体全備重量は最小160kgとする。

艇体重量とは塗装された艇体に艇体構造物としての金具、キールバンド、フォアステイ取付金具、サイドステー、チェーンプレート（両舷各1ヶ）を装備したものを云い、その他一切の金具を含まない。但し、スノコ類については艇体に固着され且つ、艇体の強度を十分増していると認められるものは艇体重量に含むものとする。艇体は別途定める方法にて計測されたものでなければならない。

艇体全備重量とは上記低体重量に動静索を持つマスト、ブーム、シート、一組のセール、センターボード、ラダー、ティラー、スピンプール、ウイスカポール、パドル、2.5kgのアンカー、8×25mのアンカーロープ及び浮力体を積載したものを云う。

11. 浮力体

浮力材容積は最小下記のとおりとする。

エアタンク（含エアバック）式 0.2m²

浮力体 浮力材重量／比重 200kg

上記浮力体は比重 0.017-0.020（発砲スチロール）で計算したものであり、比重不明の場合は浮力材重量にて最小4kgを積

載しなければならない。

浮力材は少なく共、船首、両舷の3箇所に各1/3宛分散固着する。トランサムフラップをつけた30cm²以上の排水孔をトランサムに設けることが望ましい。

1 2. 装備品

次の装備品を常に搭載していなければならない。

パドル	1個以上
アカクミ又は自動排水装置	1個以上
ライフジャケット	クルーの数以上
アンカー	2.5kg以上
アンカーロープ	8×20m以上

1 3. クルー

公式競技中は2名以上3名以下よりなるものとし、いずれもアマチュアとする。

クルーを艇外に保持するトラピーズ或いはハイキングボード等は使用してはならない。

1 4. その他

a) 建造許可書

シーホース級ヨットを建造する場合には総て日本シーホース協会事務局に建造許可申請書を提出し、許可No.の交付を受けなければならない。許可申請書の様式は自由であるが、所有者の住所、氏名（法人、団体の場合は、責任者氏名を記入のこと）及び建造所の住所、氏名を記入し建造許可料、登録料を添えて提出しなければならない。

b) 計測証明書

総ての艇は日本シーホース協会の発行する計測証明書を持たなければならない。計測証明書は日本ヨット協会が認定し、日本シーホース協会の任命した公式計測員2名以上によって計測され合格した時発行される。合格した艇はセンターボードケース附近に登録番号を焼印する。

計測は艇体計測および一般計測とする。

b-1) 艇体計測

モールドにより造られた艇体は計測規則に従って行うも同一メーカ、同一モールドにより造られた艇は5艇に1艇の割合で行う。艇体重量は第10項の通りであるが、この時浮力体容積、取付方法についても計測を行う。

b-2) 一般計測

b-1にて合格した艇が艀装を行った後、全備艇体重量、セール、艀装品等を計測規則に従って行い、必要なマークを記入さる。

c) 登録番号

日本シーホース協会に建造申請書を提出した時、必要図面と共に登録番号が与えられる。

帆走においては艇体番号とセール番号は同一でなければならない。若し廃艇した場合はオーナーはその登録番号を失う。

d) 規則の改廃

規則の改廃は日本シーホース協会理事会によってなされる。

e) 規則の発効

本規則の発効は、1975年11月より発効する。本規則発効以前に建造された艇の取り扱いに関しては、別に定める。

以上

シーホース級ヨット計測規則

昭和45年 1月 1日制定

平成 3年 4月 1日改定

平成23年1月1日誤記修正

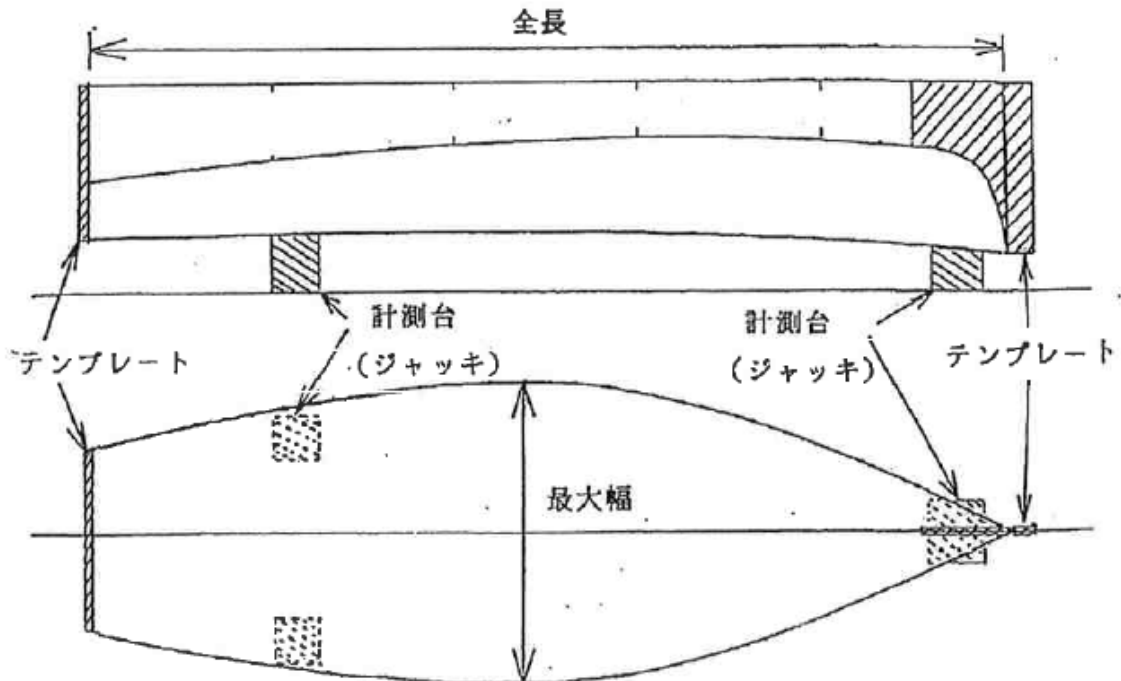
第1条 総 則

1. 本規則はシーホース級ヨットの艇体の形状、構造、重量、センターボード、ラダープレート、セイルプラン、スパー類等に関してできる限り同一に建造することを目的として定められたシーホース級ヨット造艇規則の目的を補完すると共に、安全性の確保及びレースの公正を図ることを目的とするものである。
2. 全てのシーホース級ヨットは本規則に定める計測に合致したとき正規のシーホース艇として台帳に登録され、シーホース艇としての標識と艇番号を掲げ搬送することが許可される。
3. 計測は日本シーホース協会の認定する公式計測員2名以上によって行われなければならない。
4. 新しく開発された材料、工法等で計測委員会が強度もしくは安全性に疑義があると考えられるものは計測委員会の審議を経て理事会の決定を仰ぐものとする。
5. 計測規則に関し疑義が生じた場合は計測委員会の審議を経て理事会の決定を仰ぐものとする。

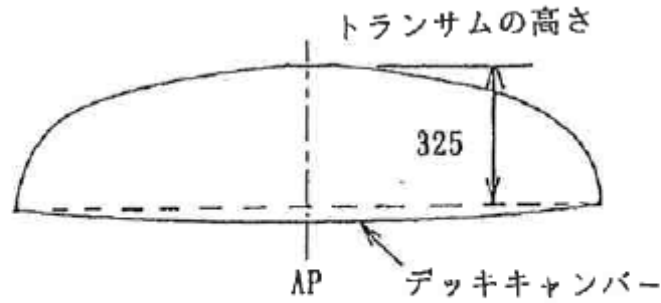
第2条 ハルの計測

艇を下図のごとく倒立し、シャーライン上にトランサムより中心線に平行に各ステーションマークを記入する。

艇体は添付第一図に示す方法により水平になるようセットする。

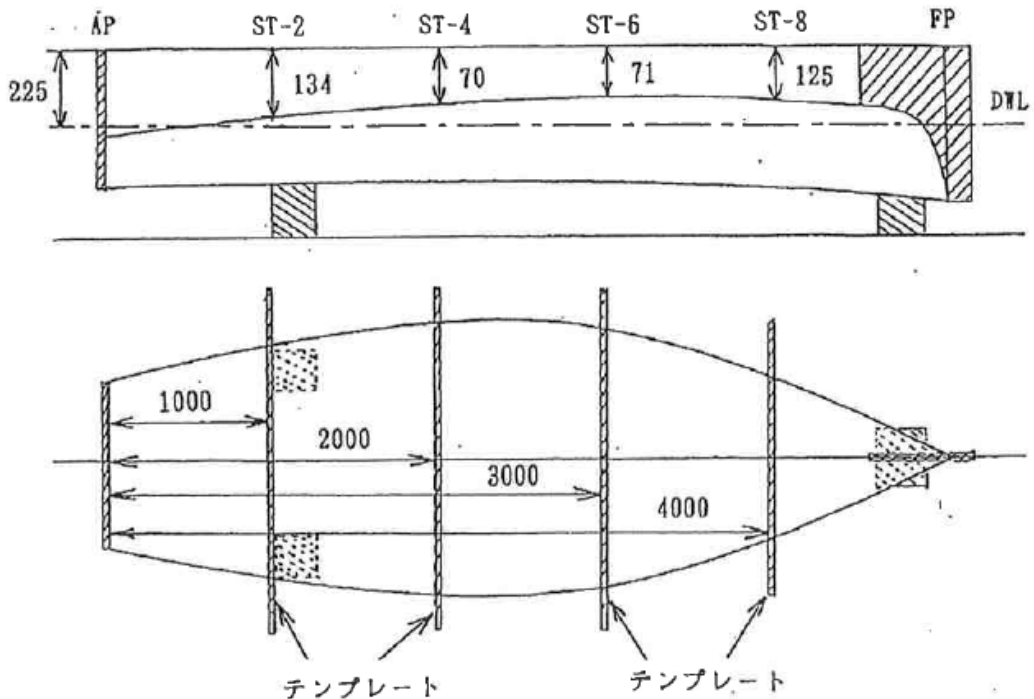


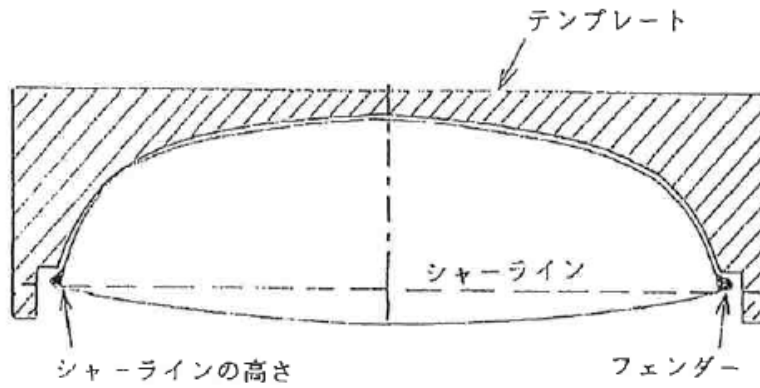
- | | | |
|----|--------------------------------------|---------|
| 1. | 全長をトランサムセンターラインにテンプレートを垂直に当てて測る。 | 5000±20 |
| 2. | 最大幅をセンターラインに直角に測る。 | 1654±10 |
| 3. | センターライン上におけるトランサムの高さをデッキキャンパーを除いて測る。 | 325±10 |



【トランサムの高さ】

- | | | |
|----|--|--|
| 4. | ステムにテンプレートをセットしステムの形状を測る。 | ±10 |
| 5. | 各ステーションにおいてベースライン上より垂直にキールまでの距離を測る。 | ST-2 134±10
ST-4 70±10
ST-6 71±10
ST-8 125±10 |
| 6. | 各ステーションにテンプレートを垂直にセットし、シャープラインの高さとセクションカーブを測る。 | ±10 |



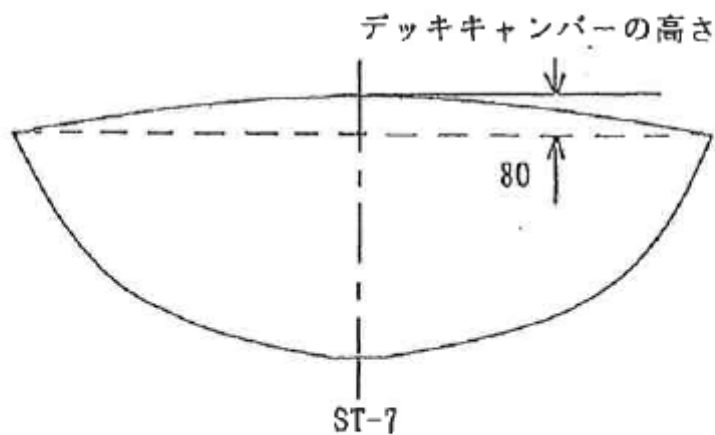


【テンプレートのセット】

- | | | |
|-----|--|---------|
| 7. | センターボードスロットはセンターライン上に在るか。 | 合/否 |
| 8. | センターボードスロットの幅を測る。
MAX 50 | |
| 9. | トランサムよりセンターボードピンの中心までの長さを
ベースラインに平行に測る。 | 3030±10 |
| 10. | トランサムの傾斜をベースラインより垂直に錘を下げて、
中心線上でキールとシャーの高さで水平に差を測る。 | ±5 |

第3条 デッキの計測

- | | | |
|----|---|----------|
| 1. | トランサムからコックピットの前縁までの長さを測る。 | MAX 3425 |
| 2. | ステーション7におけるデッキキャンパーの高さをセン
ターライン上で測る。 | MIN 80 |



【デッキキャンパーの高さ】

- | | | |
|----|--|----------|
| 3. | マストの位置は | |
| | (1) オンデッキマストの場合は、マストステップの中心までの距離をトランサムから測る。 | 3500±100 |
| | (2) スルーデッキマストの場合は、デッキ上面でのマストの前後への可動範囲をトランサムから測る。 | 3500±175 |

[マストの中心の位置]

- | | | |
|-----|--|---------|
| 4. | サイドステイは両サイドに各 1 本以上、フォアステイは 1 本以上設けられているか。 | 合/否 |
| 5. | トラピーズ、スライディングシート、アウトリガー等クレーを艇外に保持する装置が設けられていないか。 | 合/否 |
| 6. | フォアステイ及びジブセールの取り付け位置はセンターライン上に在るか。 | 合/否 |
| 7. | デッキ上にスピナーカバケットの孔がある時は、孔の位置をシャーラインより内側にセンターラインに直角に測る。 | MIN 200 |
| 8. | スピナーカバケットの孔は、ウォータブレーカより後方に在るか。 | 合/否 |
| 9. | フェンダーの幅をシャーラインに沿って直角に測る。 | MAX 40 |
| 10. | フェンダーの厚さをシャーラインに沿って直角に測る。 | MAX 40 |
| 11. | ウォータブレーカの高さをデッキの上面からセンターラインに垂直に測る。 | MIN 80 |
| 12. | ウォータブレーカの幅をセンターラインに水平に測る。 | MIN 800 |
| 13. | センターラインから 5400 外側におけるウォータブレーカの端部の高さをデッキの上面から垂直に測る。 | MIN 30 |
| 14. | サイドデッキはシャーラインより下がっていないか。 | 合/否 |

15. 各ステーションにおけるサイドデッキの幅を中心線に直角に測る。

ST-3 MIN 250

ST-4 MIN 250

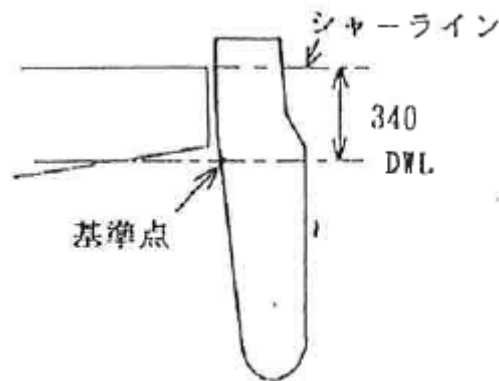
ST-5 MIN 300

ST-6 MIN 300

第4条 センターボード、ラダーの計測

1. センターボードの形状をピンの中心を基準点としテンプレートで測る。 ± 5
2. ラダーブレードの基準点以下の形状をテンプレートで測る。 ± 5

基準点はシャーラインから340下がった位置とする。



【ラダーブレードの基準点】

3. ラダーは転覆しても外れない様になっているか。 合/否

第5条 マスト・ブームの計測

1. マストおよびブームは永久的に曲げられていないか。 合/否
2. シャーラインから赤バンド下線までの垂直距離を測る。 180
3. 赤バンド下線よりマスト下端の黒バンドの上端までの距離を測る。 400
4. 赤バンド下端よりマスト上部の黒バンドの下端までの距離を測る。 6100
5. 赤バンド下端よりジブタンクの位置を示す黒バンド下縁までの距離を測る。 4300

- | | |
|--|----------|
| 6. マストの長さを赤バンド下端より測る。 | MAX 6200 |
| 7. ブームをマストに直角に取り付けた状態でブームの黒バンドの全端からマスト後面（ブームのある部分の後面またはその延長）までの距離を測る | 2750 |
| 8. マスト前面におけるスピナーカ取り付け位置を赤バンド下端より測る。 | MAX 4680 |
| 9. スピナーカ取り付け装置はいかなる部分もマスト前面より100以内にあるか。 | 有/無 |

(10欠番)

- | | |
|------------------------------------|----------|
| 1 1. マストおよびブームは裸の状態直径150の円内を通過できるか | 可/不可 |
| 1 2. ブームの長さをマストの後面より測る。 | MAX 2900 |
| 1 3. ウィスカーポールの全長を測る。 | MAX 2250 |
| 1 4. スピンポールの全長を測る。 | MAX 1600 |

第6条 メインセールの計測

- | | |
|--|--|
| 1. ダブルラフ、ルーズフットとなっていないか。 | 合/否 |
| 2. セールの形状はリーチに張力を与えない平面上に置いた時、フェアな曲線もしくは直線か。 | 合/否 |
| 3. リーチの長さをヘッド最頂部とマスト後面との交点からフット後端とブーム上面との交点までの直線距離で測る。 | MAX 5900 |
| 4. ラフの中心とリーチの中心との間の距離を測る。 | MAX 1900 |
| 5. バテンポケットの長さを測る。 | 上 MAX 700
中 MAX 850
下 MAX 850 |
| 6. 各バテンの幅と長さを測る。 | 上 幅 MAX 50 長さ MAX 70
中 MAX 50 MAX 850
下 MAX 50 MAX 850 |
| 7. リーチを4等分した位置から±50の中に各々バテンの一部があるか | 有/無 |
| 8. ヘッドボードは高さ、幅とも150以内か。 | 合/否 |

第7条 ジブセイルの計測

- | | |
|---------------------------------------|---|
| 1. ヘッドボード、バテンが使用されていないか。 | 合/否 |
| 2. ジブセイルの長さをシンプルを含まず、端から端までの三点を直線で測る。 | ラフ MAX 3900
フット MAX 2250
リーチ MAX 3820 |

第8条 スピンネーカの計測

- | | |
|-------------------|---|
| 1. スピンネーカは左右対称か。 | 合/否 |
| 2. スピンネーカの各部を測る。 | ラフ MAX 4500
フット MAX 2800
リーチ MAX 4500 |
| 3. ヘッドボードの最大幅を測る。 | MAX 120 |

第9条 艇重量の計測

(艇体重量、艇体総重量の定義は造艇規則の通りである)

- | | |
|---|----------------------|
| 1. 艇体重量を測る。
不足分はデッキ下面に右記バラストを固着させる。 | MIN 110kg
バラスト kg |
| 2. 艇体総重量(セイリングウェイト)を乾燥状態で測る。
不足分はデッキ下面に右記バラストを固着させる。 | MIN 160kg
バラスト kg |

第10条 その他の計測

- | | |
|--|--------------------------|
| 1. アンカーの重量を測る。 | MIN 2.5kg |
| 2. アンカーロープの直径と長さを測る。 | 直径 MIN 8mm
長さ MIN 15m |
| 3. 320kg以上の浮力を有する2個以上に分割された浮力材(発砲スチロールもしくはこれと同等の材料)が艇体に確実に装着されているか。
(エアタンクは浮力材とは認めない。ただし、タンク内に発砲スチロールもしくはこれと同等の材料が充填されている場合はこの限りでない。) | 合/否 |
| 4. 日本シーホース協会標識と登録番号がメインセールの両面に重ならない様に取り付けられているか。 | 合/否 |

- | | |
|------------------------|----------|
| 5. あか汲の容量を測る。 | MIN 1.80 |
| 6. パドルは1個以上あるか。 | 合/否 |
| 7. ベイラー（排水口）は一か所以上あるか。 | 合/否 |

日本シーホース協会